

北海道の電子入札に参加いただくために

～ 電子入札の概要と必要な手続き ～

(電子入札説明会説明用資料)

平成20年9月

北 海 道

電子入札とは(紙入札との違い)

紙入札(今まで)

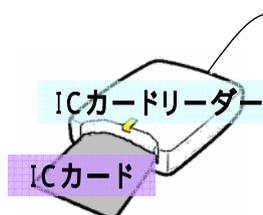
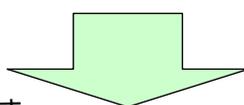
- ・提出書類がある都度発注機関へ出向かなければなりません。
- ・開札時には必ず会場行って入札書を入れなければなりません。
- ・代理人が札入れする場合など委任状が必要となります。



交通渋滞で開札時間に
ぎりぎり間に合ったけど
落札できなくて残念!
さて、急いで会社に
戻って仕事だ

電子入札(これから)

- ・提出書類は会社のパソコンから電子的に送信します。
- ・入札書は受付開始日時から締切り日時の間であれば、会社のパソコンからいつでも提出が可能です。 提出は1回限り
- ・会社にながら、開札開始などの状況を画面で確認できます。
- ・開札日時に所用等でパソコンの前になくても開札執行に影響はありません。
なお、再度入札となった場合などに、速やかに対応できるようにするためには、開札日時にパソコンで状況を確認する
必要があります。
- ・代表権を持つ方の名義のICカードを使えば委任状は必要ありません。 JVの場合を除く



インターネット



おっ! 厳しい争い
ではと思ってたが
落札できたぞ!
早速社長に報告だ

ICカードについて

ICカードとは

ICカードは、電子入札に参加するために必要なもので、電子入札コアシステム対応認証局が発行します。

ICカードには電子証明書が格納されており、利用者が本人であることが電子的に証明されることとなります。

また、ICカードを使用するためにはICカードリーダが必要ですので、併せて各認証局から購入してください。

電子入札コアシステム対応認証局

- ・株式会社NTTアプリエ
- ・ジャパンネット株式会社
- ・株式会社帝国データバンク
- ・東北インフォメーション・システムズ株式会社
- ・日本商工会議所
- ・日本電子認証株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・株式会社中電シーティーアイ
- ・株式会社ミロク情報サービス

電子入札コアシステム開発コンソーシアムのホームページ掲載順に、現在サービス提供中の認証局のみ抜粋（平成20年5月15日現在）

ホームページ<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/>から、[コアシステム対応認証局](#)をご覧ください。

ICカードの名義人

ICカードは、事業者名義ではなく、事業者に所属する個人に対して発行されるものです。

したがって、入札等の権限を持つ代表者の名義で発行するのが基本となります。

代表者以外の名義（支店長や社員など）のICカードも発行できますが、電子入札で使用する場合は、紙入札と同様に代表者からの委任状の提出が必要となります。

また、あくまで個人に対して発行されるものなので、退職等で代表者等（名義人）が変わった場合は、新しい名義で新たに発行しなければなりません。

古い名義のICカードや有効期限切れのICカードで入札に参加すると無効となりますので御注意ください。

他のシステムでの使用

国土交通省北海道開発局や札幌市など、電子入札コアシステムを採用している機関であれば、1枚のICカードを共通で使用できます。

ICカードを使用して行った手続は、印鑑（実印）を押したものと同等の効果となります。



各認証局で有効期限や名義変更等のサービス内容が違うので、よく比較検討して購入してください。

2

入札情報公開サイト(電子調達ポータルサイト)

事業者向けトップ画面

(<https://www.idc.e-harp.jp/>)

↑ Sをお忘れなく httpsです。

入札に関するあらゆる情報入手の入口です。

このページと、の公開情報は、24時間いつでも御覧いただけます。計画停止時間を除く

から入る電子入札システムは、道庁開庁日と土曜日の8時から23時に利用いただけます。祝日、年末年始及び計画停止時間を除く

電子入札には、このボタンから進みます。

サポートセンター(電子入札システム・調達ポータルサイトに係る操作、設定等問い合わせ窓口)

電話 011-232-7500 (09:00~12:00、13:00~17:00)

FAX 011-232-7900

メール choutatsu_madoguchi@idc.e-harp.jp

電話受付のみ土日祝日及び年末年始休みとなります。



3

紙入札を認める場合とは

電子入札への紙参加

案件ごとに提出が必要

紙参加申込書
(支出負担行為担当者) 様
平成 年 月 日

- ・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定の適用を受ける調達案件に係る入札である場合
- ・電子証明書の失効又はICカードの破損等によりICカードが使用できなくなり、ICカード再発行手続中の場合
- ・ICカードに格納された電子証明書の記載事項に変更があり、ICカード再発行手続中の場合
- ・プロバイダ障害、電気通信事業者回線障害又は認証局障害の場合
- ・天災、電力会社の原因による地域的な停電が発生した場合
- ・電子入札用パソコン等機器の導入準備を進めているが、当該電子入札案件への参加に間に合わない場合(導入予定時期の記載が必要)
- ・その他発注者が認める場合

いずれの場合も提出の際はあらかじめ、案件の発注機関へ御相談ください。

電子参加で書類を送れない場合

- ・あくまで電子で参加(札入れ)をするが、
 - ・電子ファイルの容量が3メガバイトを超える場合
 - ・その他、書類添付が困難な場合
 - ・発注機関から指示があった場合
- 持参提出通知書を電子で送り、書類は持参する。

(電子形式)
提出月日 平成 年 月 日

持参提出通知書

名称又は題名	
案件の名称	
特参提出理由	<input type="checkbox"/> 電子ファイルの容量が3MBを超える <input type="checkbox"/> その他
特参提出書類の 提出月日	<input type="checkbox"/> 発注機関から指示があったため <input type="checkbox"/> 一時的に入札参加資格審査申請書の添付書類一式 <input type="checkbox"/> その他
提出(平成)年 月 日	平成 年 月 日

※注意事項
1. 案件の名称は、「工事名」「業種名」「種別名称」を記載すること。
2. 特参提出理由は、抽選する電子ファイルの容量が3MBを超えること、その他の特参理由を、詳細に内容を記載すること。
3. 特参提出書類は、発注機関の電子メールの添付ファイルにアップロードすること。
4. 特参提出書類は、右欄に書類名を記載すること。
5. 特参提出書類は、入札書提出と同時に、入札書と一緒に電子ファイルとして提出することとしているため、郵送でも送付して持参提出は認められない。
6. この特参提出通知書は、電子入札システムで次のように活用して提出すること。
- 入札書提出申請書添付
- 入札書の提出
なお、発注機関による場合であっても取扱いには変わりがないので、電子ファイルの容量は平均的範囲とする。

入札書提出画面と電子くじ

金額を入れます

任意の電子くじ番号を入力します。最初は「111」が入っていますので変更してください。111のままでもかまいません

工事費内訳書等を添付します

- ・開札の結果、同価格の際には電子くじ引きを実施します。
- ・任意に入力いただいた3桁の数字と入札書を提出した順序を組み合わせて、電子入札システムにおいて、自動的に電子くじ引きを行い、落札者を決定します。
- ・電子くじは、全国的に多く採用され、理解が得られている仕組みを採用しています。

電子くじの仕組み(4社が同額の例)

- くじ対象入札参加者の抽出と到着順の割当
同額の入札をした入札参加者がくじ対象となり、各々の入札書提出日時早い順に到着順序番号を0から割り当てます。
同額入札者 入札書到着順番 入札書到着順序番号
A社 1番目 0
C社 2番目 1
E社 3番目 2
F社 4番目 3
- 当選番号の計算
入札参加者 A社 C社 E社 F社
くじ番号 755 242 482 176
当選者となる入札書到着順序番号を算出
 $(755+242+482+176) \div 4 = 413$ 余りが3
小数点以下は出さず整数で余りを出す。
- 当選番号(余り) = 3となり、
入札書到着順序番号 = 3であるF社が落札者となる。

・一度提出すると金額の訂正や再提出はできません。
・提出後は開札時まで誰も開いて見ることはできません。